

証人調言

(この調書は第七回口頭弁論調書と一体となるものである。)

1 事件の表示 平成一〇年(ホ)第二七八号、平成一一年(ホ)第二五七号

2 期 日 平成一二年八月二一日午後一時三〇分

3 氏 名 尹 貞 玉 (ユン・ジョンオク)

4 年 齡 一九二五年九月二一日生

5 住 所 大韓民国ソウル特別市西大門区

6 宣誓その他の状況 裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

裁判所速記官吉田敏夫、同山崎利恵作成の別紙速記録のとおり

(質問についてはいずれも通訳を介さずに行われ、証言については尋問番号一ないし七八

までを通訳人李京子の、尋問番号七九ないし九四までを通訳人金貞任の各通訳を介して行
ったものである。）

尋問続行

以上

速記 録 (平成一二年八月二一日第七回口頭弁論)

事件番号 平成一〇年(※)第二七八号、平成一一年(※)第二五七号

証人氏名 尹 貞 玉 (ユン・ジョンオク)

一審原告ら (附帯控訴人ら) 代理人 山本

甲第五四号証の一を示す

一 この陳述書は証人が作成したものです。

はい。

甲第五四号証の二を示す

二 これがその陳述書の翻訳ですが、ご覧になりましたね。

はい、見ました。

三 訂正すべきところがいくつかありますね。

はい、ここには、現在梨花女子大学名誉教授となっておりますが、私は今もう引退してまして、引退教授ということ、これではありません。

四 梨花女子大学には名誉教授という制度はないということですね。

はい、私が引退するときには名誉教授という制度はありませんでした。

五 それから挺身隊問題対策協議会の結成の年、訳文の五ページに、一九九九年と書いてありますけれども、これは間違いですね。

はい、九〇年です。

六 あと細かい点については、いくつか書き間違いがあったようですが、それはまた正誤表で出そうと思えますけれども、その他の点については、この翻訳文は証人が陳述されたとおりのことが記載されていますね。

はい、そうです。

七 陳述書によると、証人が日本軍慰安婦問題について本格的な調査を始められたのは、一九八〇年頃ということですね。

はい。

八 これから陳述書と言うときはすべて翻訳のほうです。陳述書の四ページで

は、一九七七年に千田夏光さんが書かれた「従軍慰安婦」の翻訳をお読みになったことが、本格的な調査のきっかけになったと。

はい、そうだと言えます。

九

ですが、それ以前にもなんらかの調査をしたことはあるんでしょうか。

解放直後に中国などの前線に行っていた人達、また北海道、サハリンなどの炭鉱で働いていた学徒兵や徴用に取りられてた強制労働者などから、慰安婦などについて聞き取り調査し、そしてそれを記録したことがあります。

一〇

その当時は本格的な調査は、一九八〇年頃からということですので、その頃はそれほど本格的な調査ではなかったということですか。

そうだとは言えません。しかし、関心を持ち、機会があるごとにそういった聞き取りをしたり、調査をしておりました。

一一

こういう問題について、十分な資料というものは残されていたんでしょうか。

解放直後に常識的な事実として知っていたのは、朝鮮総督府が敗戦後、いろんな記録、文書などをすべて焼却したということでした。よって、資料がないので、調査をする方法もありませんでした。

一二　そして一九八〇年以降、陳述書によると、沖縄、北海道、タイ、パプアニューギニア、中国、九州北部、松代、ビルマ、サイパン、サハリン、テニアン、グアム、パラオと、いろいろなところを回って調査されたということですね。

はい。

甲第五五号証を示す

一三　そしてその結果を記載した記事が韓国のハンギョレ新聞に掲載されたというところが陳述書にあります。この本に掲載されてるのが、その記事の日本語訳ですね。

時間的に早い時期に調べたものがそこに載っております。

一四　この記事が韓国で軍慰安婦の問題が広く知られるようになったきっかけに

なつたということですか。

そうになりました。記事には不足した面もありましたが、結局そう
なりました。

一五　そしてこの問題の解決を日本政府や韓国政府に働きかける中で、一九九〇
年に韓国挺身隊問題対策協議会が結成されたということですね。

はい。

一六　証人は結成以来のその共同代表ということですね。

はい、そうです。

一七　この韓国挺身隊問題対策協議会のことをこれから挺対協と略しますが、挺
対協結成後も、証人は挺対協としての調査活動に参加していますね。

はい、そうです。

一八　それで現在日本で訴訟を起こしている韓国籍の軍慰安婦被害者、これは亡
くなつた方も含めてですが、一〇名余りだと思つていますが、挺対協では、
生存している軍慰安婦被害者というのを何人把握していらっしゃるでしょ

うか。

一八 挺対協で把握しているのは、韓国政府の社会福祉部に登録されたハルモニ、おばあさんの数と同一ですが、約一九〇名です。同一ではなくて、そこに登録されてる数として我々も知っております。それは韓国で現に生存してる方の数ということですね。

しかしながら、それは登録された数がそうであるだけであって、元慰安婦の総数からすると、我々が想像するに、もっと多いと思われる。韓国に生存している慰安婦の数よりも、今外国にも慰安婦がいますので、実際的にはもっと多いだろうというふうに思われます。

一九 そうすると、さっき一九〇人とおっしゃったんですかね。それは韓国内で生存しているうちの登録している人の数、それ以外に登録していない人がいて、それ以外にさらに韓国外に残った方がいるということですね。

はい。

二一
それで亡くなった方も含めて、この軍慰安婦の問題の被害者というのは、総数は一体どれぐらいいるというふうにお考えでしょうか。

二二
我々が推測するのに、約一〇万人ぐらいになるかと思われまます。それはどのような根拠で推測したものでしょうか。

私はその時代のものですが、その時代に一四歳以上の娘を持った両親達は、自分の娘を早く結婚させようと思いました。それほど多かったです。また、この調査をしながら、後に知ったことですが、日本の軍人がいくらぐらいの韓国の女子を需要としたかというふうに計算しましたところ、「ニクイチ」という言葉があることを知りました。この「ニクイチ」、二九対一ということですけど、これは何かと言いますと、日本の軍隊や、また鉾山で働いてた韓国労働者、また中国労働者の男達の数を比べると、二〇人ないしは三〇人に対して一人の女子が必要だというふうに、それは日本軍の首脳部のほうでそういった数が出たというふうに聞きました。

その数というのは、後に挺対協で証言集の本を三冊出していますし、また中国の慰安婦達に関する本なども出ておりますが、そこに証言したハルモニ達の話を整理してみると、やはり二〇名から二五名に一人という数が必要になってきます。だからその数というのは、多分間違いないだろうというふうに思われます。

二三 要するに、話を整理しますと、証人が若い頃、陳述書のほうに書いてあるんですが、当時朝鮮では、およそ一四歳以上の娘を持つ親のほとんどすべてが、相手の男性がだれであろうと、男性であれば娘を結婚させようとしていた雰囲気を感じていると、それほど多くの女性が連行され、朝鮮は恐怖に覆い包まれていたのであるということから、そういうご自分のご経験から、これは決して少数、小さい規模の問題ではあり得ない、これが一つですね。

そういうことはあり得ません。

二四 二つ目は、男二九人に軍慰安婦一人という形で配置されていたと。

それはそうした制度を作るときに、首脳部のほうで計算した数かと思うんですが、私本人が北海道の札幌の公文書保管所に行って調べたところ、そこで中国労働者を連れて来て、それに対して慰安婦が何人いるかというふうに計算してる、そういった資料があったんですが、そこにも一〇〇人に対して四、五人必要だろうというふうに書かれていたのを見ました。

二五　そうすると、一〇〇人に四、五人、二、三十人に一人ということから、日本の軍人、軍属、それから強制労働者の総数を二〇か三〇で割ったのが慰安婦の数であろうと、こういう計算ですね。

そのように計算しました。

二六　それが少なくとも一〇万人と。

はい、我々の計算では。

二七　今ソウルには、日本軍慰安婦被害者が共同で生活する場所としてナヌムの家というのがありますね。

はい。

二八 このナムの家も挺対協に属するものですね。

はい、そうです。

二九 ナムの家というのは、日本語で言えば、分かち合いの家という程度でいいんでしょうか。

はい。

三〇 現在はそこで何人の被害者の方が生活されてますか。

現在七、八名だと思えます。

三一 そこで生活されてる人は、入れ替わるんですか。

はい、そういうことが多いです。

三二 本件の一審原告の朴頭理（パク・トゥリ）さんもそこで生活されてますね。

はい、その方は最初からそこにおられました。

三三 陳述書の八ページには、現在では韓国政府とか韓国の自治体の支援とか、民間の寄附金によって、韓国に住んでいる軍慰安婦被害者の生活問題は基

本的には解決されているということですが、このような韓国政府や自治体の政策というのは、挺対協などの働きかけによって実現したものです。

はい、そのために努力し、また多くの部分が解決されたと思います。

二四

このような軍慰安婦の被害者の生活を支援する政策というのは、いつ頃から実現したものでしょうか。

一九九四年だと思うんですが、前大統領の金泳三大統領の時代であつたと思います。

三五

そうすると、今から五、六年前なんですが、解放後、約五〇年間はこのような被害者に対して、なんの公の支援の手も差し伸べられていなかったということですね。

はい、ほとんどありませんでした。九十二、三年頃からです。政府の助けはほとんどもらえなかったんですけど、挺対協のほうで韓国社会からお金を集めて、一人当たり二回ほどお金を分けて差

上げたことがあります。一人当たり二五〇万ウォンと三五〇万ウォンと二回です。

三六 そのような支援も、すべて一九九〇年に挺対協が結成されたあとのことと
いうことですね。

はい、そうです。

三七 そういう支援を受けられる前の被害者の様子について、陳述書にも少し書
かれていますがけれども、陳述書の八ページに姜徳景（カン・ドッキョン）
さんが畑の中のポンプにかぶせるためのビニールの中に住んでいたという
お話が出てきますけれども、証人はそれは直接ご覧になったんですか。

いいえ、直接見たわけではありません。姜徳景さんの証言につい
て、最初に聞いたのは私なんです。挺対協からは、挺対協の福
祉委員長が見に行きました。南楊州（ナムヤンジュ）というところ
を福祉委員長が直接見に行きました。その後、若い人達がドキ
ュメント映画を撮ってきたんですが、その映画を通じて私もその

後見ることがありました。で、姜徳景さんはポンプにかぶせるためのビニールハウスと言いますか、また倉のような、とても人が住めるようなところではない場所に住んでおられました。

三八

姜徳景さんがそのようなところに住んでいたのは、いつ頃のことですか。

挺対協に証言をしに訪ねて来たのが一九九二年だったのですが、そのときにはビニールハウスに住んでいたということ、それ以前には釜山市にある食堂で、多分一箇所じゃなく、いくつかの食堂を転々としながら、住み込みで働いていたというふうに聞いております。

三九

その頃は、そのビニールの家さえも安心して住める状況ではなかったというふう聞いてますけれども。

しかしながら、そこさえも追い出されそうになっているというところで、挺対協としましては、住む場所というものが一番大きな問題だなということ、そのとき知ることができました。

四〇 ナヌムの家が作られたというようなのは、そういうことが一つの動機にな
ってるんでしょうか。

はい、ナヌムの家の責任者が仏教のお坊さんなんですが、我々実
行委員会のメンバーの一人でもあります。このハルモニの問題を
解決するにあたって、家の問題がとても大きな問題としてはばか
ってるということを知って、ナヌムの家を建てるにいたりました。

四一 それから、陳述書にはもう一人の方のことが書かれてるんですが、文泌基
(ムン・プルギ)さんという方がアパートの階段の下に住んでいたとい
うふうに書いてありますが、これは一体どういう状況でしょうか。

ソウルの郊外に梧柳洞(オリュドン)という場所があるんですが、
そのこのアパートの階段の下はちょうど三角形みたいな形になっ
てるかと思うんですが、そこにオンドルの出入口をつけて、そして
中をオンドルと居場所みたいなものにして、そこもとても人が住
めるようなところではなかったんですが、そこで暮らしてました。

もう一人はサジクドーというところに住んでいたんですが、その人は家と塀の間に細い空間と言いますか、すき間がありますが、そこに屋根をつけて、そして出入口をつけて、そこに住んでました。もちろんその家主の許可は得て、また月々いくらかは支払っていたかと思うんですが、そこに住んでました。そこに私も行ってみましたが、まったく陽の光は入ってこず、また大変湿気っていて、とても人が住むところではありませんでした。

四二 そのような状況は、すべて一九九二年、三年、四年、その頃の状況ですね。はい、その頃まではそうでした。

四三 一般に軍慰安婦の被害者というのは、それに似たような状況で暮らしていたということでしょうか。

大同小異で、ほとんど同じような環境の中で暮らしていたかと思えます。また、金学順（キム・ハクスン）ハルモニもスラム街で暮らしていました。

四四

陳述書の九ページには、被害者は、すべてのものが戦争中にかかった病の後遺症に苦しんでいるというふうに書いてあるんですが、本件の一審原告の李順徳（イ・スントク）さんは、兵隊の軍靴で腹を蹴り破られて、ひどい傷あとが残っているんですが、同じようなひどいけが、外傷を負った被害者というのは、たくさんいるんでしょうか。

はい、あまりにも多いです。

四五

もし例があればお話して下さい。

そのうち、蔚山（ウルサン）に住む尹斗里（ユン・トゥリ）ハルモニは、逃げる途中に捕まって、銃床のとがってる部分で骨盤のほうを殴られたということで、つぶれてしまいました。その後、慰安婦の経営者が三、四日だけは休みを与えてくれたようですが、すぐそのあとまた働かないといけないということで、今現在、そのハルモニは、まともに歩くことができません。また、骨盤のほうに穴があいたままです。穴とまではいきませんが、たくさん

窪んでます。

四六

先ほどのお話に出てきた、階段の下の三角の空間に住んでたという文泌基さんなんですが、この方もひどいけがを負ってるというふうに聞いたんですが。

まず文泌基ハルモニは、満州の慰安所にいたんですが、言うことを聞かないということで、軍人が火箸で腋を刺しました。また慰安所の経営者も、罰として休みをその後もまったく与えませんでした。また、日本語を使うと行って、裸にして雪が降る外に立たせる罰を与えました。よって、そのハルモニは凍傷にかかって、今でも暖かくなると体が、足がかゆくてたまらないそうです。

四七

今のは日本語を使えと行って、あるいは韓国語を使ったと行ってですか。韓国語を使ったと行って。

四八

行って、雪の中で立たされたという話ですね。
はい。

四九

本件の李順徳さんが腹部にひどいけがを負ってるのは先ほど言ったことな
んですが、もう一人の朴頭理さんもけがをしておりますね。

頬をぶたれて、今も耳が聞こえません。

五〇

殴られたため、耳が聞こえない、このような方がたくさんいらっしゃるん
でしょうか。

ほとんどのハルモニが頬をぶたれて耳が遠くなってしまうたり、
または全身に火がついたたばこを当てられて、やけどを負いまし
た。その火のついたたばこを体に当てられるときには、本当に痛
いそうです。

五一

麻薬による被害者もいるというふうに聞いてますけれども。

鎮海（チネ）に住んでます鄭書雲（チョン・ソウン）ハルモニは、
インドネシアに行ってたのですが、その慰安所は軍隊の中にあ
りました。で、平日にも客が多かったんですが、特に土日は軍人
がたくさん来て、そういう日は朝、軍人がモルヒネ注射を有

無を言わせず、打っていったそうです。そのモルヒネの注射を腕にあまりにもたくさん打たれたせいか、今も石のようなしこりが残っております。

五二

モルヒネというのは、要するに土曜と日曜には、特にたくさん兵隊の相手をしなければいけないので、そのためにモルヒネをあらかじめ打っていたということですか。

はい、そうだと見るべきでしょう。

五三

そのほかに、肉体的な後遺症に苦しんでる被害者の例というのはありますか。

はい、眠れないハルモニがほとんどでした。その中でも大邱（テグ）に住んでましたムン・オッチュハルモニは、解放後、一か月眠れなかったりする日もあったそうです。しかしながら、その間でバスに乗ると、バスの中ではうたた寝をしたりということ、その後も、それだけ長い間、寝れずに生きておられたのが不思議

だと言っていました。先ほど言いました満州にいた文泌基ハルモニは、自分では寝てると思ってる途中で、昔レイプされたときのことが急に頭の中に浮かんで来て、そして飛び起きるといふことが何度もあったそうです。飛び起きたときには、もう朝まで寝れないということがその後またたびあったといふことで、ほとんどのハルモニが不眠症にかかっておりました。

五四

精神的な後遺症については、またあとでもう少し改めて伺いますが、先ほどからお聞きしてる肉体的な後遺症、外傷という点で、最もひどい例として、心に残ってる例がありますか。

トラウマという問題もありますが、しかし、私が見るに、それよりももっと問題なのは、ハルモニ達が一人の人間として人格が破壊されたといふことではないでしょうかと思います。人を信用できないので、人間関係が成り立たないわけです。つまり人間として生きてるといふふうには言えないと思います。

五五

その話をお聞きする前に、証人がたくさんお会いになった被害者の中で、一番記憶に残った人の一人だというふうにお話になっていた洪江林（ホン・ガンニム）さんの話をちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどからお尋ねしてる肉体的なけがの問題で、洪江林さんという被害者の方は、どのような外傷を負っていたか。

洪江林ハルモニは一七歳のときに中国に連行されました。発育不良だということだったんですが、慰安所では婦人病の身体検査をします。それで慰安所に行って数日後にその検査を受けたところ、発育不良だということで、そのハルモニはメスで局部を裂かれました。その後、赤い薬を塗られたということですが、まともな治療は受けなかったそうです。私はその話を聞いて、あまりにも驚いたのですが、ハルモニは自分の言葉を信じてもらえなかったというふうにしたのか、私を連れてトイレに行って、その局部を見せてくれました。そのような仕打ちを受けたこと自体もちろん

問題ですが、そのハルモニはそのときに、自尊心を傷つけられ、また侮辱されたことが五〇年たった今日も忘れられず、昨日の出来事のように語りました。いまだ憤っており、その事実から立ち直れずにおりました。今はもうすでに亡くなってしまいました。

五六
メスで切り裂かれたというのは、要するにメスで切り広げたということな
んですね。

そうです。

五七
それはもちろん麻酔も何もせず、いきなりそういうことをしたと。

麻酔などもちろんなかったでしょう。發育不良だということ、その場ですぐメスで裂かれたのですから。

五八
その洪さんについてもう少し伺いたいんですが、この方はどこの慰安所にいた方でしょうか。

中国中部の湖南省長沙というところにいました。慰安所には四、五人の女性達がいたということなんですが、中国の男が馬車で前

線に一人だけを連れて行きます。そこで畑道などを通して馬車で連れて行かれるわけですが、一人で一か月、多くの男達を相手にしないといけなかったわけです。それも順番に。多くの男達を相手にするということも大変苦痛だったでしょうが、その前線に連れて行かれるまでは、中国のまったく知らない男に一人でそうした馬車で連れられて行くわけです。そのときの恐怖も相当であったと思います。

五九

要するに長沙の慰安所にいるんだけど、そこから一人で中国人の男性に連れて行かれて、前線の日本軍の軍隊に一人で行くということですか。

はい、そしてその前線にいるすべての男達を相手にしないといけないということですよ。

六〇

それはどれぐらいの間、そういうことをするんでしょうか。
大体一か月ずつということでした。

六一

要するに一か月間、日本軍の前線の一つの部隊に一人で行って、そこで男

性の相手をしなければいけないということですね。

はい。

六二

この洪さんという方は、お会いになったときは中国にいらっしやっただんですね。

はい、それは一九九四年だったと記憶しております。

六三

どうして韓国に帰れなかったんでしょうか。

その人は韓国に故郷があるんですが、中国に行って、そこで四十年暮らしております。で、中国と韓国の間には国交がなかった。その人は北朝鮮の国籍を取得してました。そして我々にその後会って、自分の故郷に帰りたということなんですが、北朝鮮のほうでOKが出ない限りには韓国に帰れないということでした。慰安所にいた途中で日本の敗戦となったわけですが、日本軍はそうした事実を彼女達には知らせず、逃亡してしまいました。その後、中国人が入ってきて、彼女は髪を引っ張られた

り、そして何着しか持ってなかった服まで盗まれ、乞食のようになつてしまいました。なぜ中国人にそういった仕打ちを受けたかというと、慰安婦達は中国語もできないし、日本人だというふう
に思われたわけです。

六四 要するに日本人達は彼女を捨てて帰ってしまった、逃げてしまったということですね。

はい。

六五 彼女は中国に取り残されたと。

はい、そこで中国の長沙から出て、乞食同然の暮らしをしていた途中に、中国の男と出会ったわけです。彼女達は中国語も知らないし、中国の習慣、また中国の料理もできないということ、大変みじめな境遇でその後も暮らさないとはいけなかったわけなんです、それでも彼女に関して言うと、彼女はその中国人の男性との間に息子を一人もうけましたので、まだましな扱いを受けたの

ではないかと思ひます。

六六 証人が洪さんとお会いになつたときのことについて、覚えていらつしやいますか。

我々が訪ねて行つたときには、中国の大変ぼろい、安アパートに住んでいたんですが、そこは大変狭くて、すぐ中に入ると部屋があつたんですが、その部屋の寝台の上に彼女は座つてたばこをふかしてました。我々と会つて彼女は、まるで自分が韓国の故郷に戻つて行つたのか、または我々がわざわざ自分を訪ねて来てくれたのか、その区別がつかないほど、大変驚きました。彼女はいつもたばこをふかすと、そのたばこの煙によつて、自分は故郷に歸つたような気分になる、一つの精神病みたいなものかもしれませうけど、そういった気分をいつも味わつていたようです。

六七 自分が歸つたのか、韓国から来てくれたのか、本当に分からなかつたんでしようか。

心理的にあまり芳しくない状態にあったと思うんですが、その後、その状態のまま死んでしまいました。我々が訪ねて行って、彼女に対して、故郷に一度連れて帰ることができるよう、我々も最善を尽くしてみるけど、でも少し時間がほしい、必ず帰れるという保証はできないというふうに話して帰ったんですが、にもかかわらず、彼女は、我々が訪ねて行った翌日には、すぐ写真館に行つて二〇枚の写真を撮ったそうです。それは韓国に帰れるときの手続のための写真だったようですが、たばこもそれまで一箱吸ってたばこを、一日二箱吸うようになったということなんです。その後、そういった故郷に帰りたいたい願ひもむなしく、亡くなってしまいました。

六八

証人は再び洪さんを訪ねることはあったんですか。

その後、三、四年して中国の武漢に行つたのですが、そのときにはもうすでに亡くなっておりました。一九四八年当時には三二名

の前慰安婦がいたそうですが、私が行ったときに、武漢には九名の前慰安婦がいたそうですが、その後五名が亡くなって、現在では四名の前慰安婦がいるということです。

甲第五六号証を示す

六九　これがその洪さんに実際にお会いになったときのことを書かれたものですね。

はい、そのときのものです。

七〇　三七ページに写真が載ってる方がその洪さん。

はい。

七一　今のお話で、洪さんというのは、たばこを吸いながら、自分が故郷に帰ってるような、そういう幻想というか、そういう中に生きてたということですね。

それはただの想像とかではなくて、本当に彼女は韓国に行ってるような、そして韓国の故郷の溪谷、また野で遊ぶ自分を想像して

た、思い浮かべてたようです。そして我々に会ったのも、韓国で会ってるというふうに考えていたようです。それはつまり南北分断の問題でもあるかと思えます。

七二

自分がどこにいるのか分からなくなると、一種の精神的な後遺症だと思うんですが、先ほどのムン・オッチュさんの例として、ほとんど寝られない、何か月も寝られないというようなことがありましたし、文泌基さんについては、最初にレイプされたシーンを突然思い出すと、こういうことに悩まされてるということでしたが、特にこの文泌基さんのような、突然過去の体験を思い出すというのは一種のPTSD、トラウマによる症状というふうに思えるんですが、挺対協としては、そのような問題について、調査をされてるんでしょうか。

はい、ただいま調査中なんですが、心理学者、医学者、社会心理、また社会医学の専門の人達と一緒に集って調査中であります。

七三

その調査は、科学的な結果を待たなければいけないと思うんですが、先ほ

ど証人が少し前におっしゃってた人格が破壊されている、だれも信じられないというようなことが一般的だというふうにおっしゃってましたが、それは証人が被害者達と接して感じられたことですね。

はい、私が考えるのに、はたしてそういった症状をきたすにいたるかということで、最初は疑問だったんですが、その後いろいろ調査をするうちに、そうならざるを得ないということを確認するにいたりました。ハルモニ達は、日本に行って金もうけをするという話を、お金をもうけに行くという話を聞いて、そして日本に行ったわけですが、しかし、まったく想像だにできなかった慰安所に連れて行かされ、そこで性的暴行を受け、また一ところにとらわれて、けだもののような扱いを受けました。つまり人間として生きる権利をまったく奪われてしまったわけです。その後、日本が敗戦したあとも捨てられ、また中国人の男性と一緒にになった人達も、まったく知らない異境で苦しい生活をしていかないといけ

なかったわけです。また韓国に帰国した人も、自分の存在をひた隠しにし、自分の過去を恥ずかしいものとして受取らざるを得なかったわけです。またその後、我々挺対協のほうでハルモニ達と一緒にになってこの問題に対処していこうというふうにしたときに、日本政府のほうでは、慰安婦の事実を否定し、また日本の高官達の妄言も続きました。また侮辱的な日本の国民基金も創設されるなどなど、一生このように彼女達は生きないといけなかったわけです。よって、彼女達にとっては、皆がうそをつき、また皆が加害者のように思うような、そういった被害者意識を持たざるを得なかったというふうに思います。

七四

ちょっと今のは誤解がありそうなので確認しておきますと、一番最初にお金をもうけようと思って行ったのにというのは、要するにいい仕事があるということで行ったのに、という意味ですね。

そうです。日本に行くとは勉強もでき、またお金をもうけることも

できるということだったんですが、実際に行ってみると、想像だにしなかった慰安所に連れて行かれたわけです。

七五 そのような生活から、人を信じられないという状況が一般化したということですね。

はい、そう思います。

七六 今国民基金の話が出たんですが、この訴訟、二審になって国側は、国も国民基金などに積極的に協力して努力してるじゃないか、これを一審判決が正当に評価してないのはけしからんというように主張してるんですが、この国民基金、アジア女性基金というのは、この軍慰安婦の問題、軍慰安婦への謝罪、賠償をいくらかでも実現したものだということふうに見えるのでしょうか。

我々はまったくそうではないと思います。ハルモニ達の要求は、自分達が徹底して人権の侵害を受けたことに対して、また人間として生きる権利を奪われたことに対して、人権の回復をしたいと

いうふうに要求したわけでありませう。これは難しいことではないと思ひます。例へばこの前にいらっしやる裁判官の方々に、一四歳、一五歳ぐらゐの娘さんがいらして、その娘さん達が多くの男性を相手に性的暴行を受けないといけなかつたという、また人権を奪われ、けだもののように扱われたと知つたときに、それに対して悪かつたと謝罪もせず、ただこれでももらつとけというふうにお金を投げられるとしたら、そうした組織、制度について、どういふふうを考えるか、これは立場を考えればすぐ分かるのではないかと思ひます。それは解決ではなくて、侮辱であります。

七七

つまり最大の問題は、謝罪のない金だということですね。
はい、そうです。

七八

国民基金では、総理大臣のおわびというものも手渡してるといふふう聞いてますが、どうでしょうか。

そうだといふふうに言われてますが、それはただ言葉をもてあそ

んでるだけではないかというふうに思います。総理がしてるのだから、これは国がしてるのだというふうに言ってるということに
関して言うと、それが明らかなのは、その総理の手紙を英訳して
いるものがあるんですが、それを見ると、これは個人としての心、
また感情のしるしであって、国を代表する総理としての手紙では
ないというふうに受け止めました。そこに明白に、これは個人と
しての気持ちの現れだというふうに書いております。

(以上 吉田敏夫)

七九 国民基金は、総理のおわびだと言っても、それは個人的なおわびの手紙が入ってるに過ぎないということですね。

そうです。

八〇 お金が支給されるわけですけども、そのお金というのは、日本政府の出したものではないわけですね。

はい。

八一 そういう意味で、国民基金というのは、被害者が求めている謝罪や賠償ではないと。ですから、被害者たちが願ってることは、お金でなくて、謝罪と、謝罪のしるしとしての賠償です。

八二 謝罪のないお金というのは、侮辱であるというのが先ほどのお話ですね。

初めから日本は、ハルモニたちの怨、恨みとか、怨を解くためではなく、国民基金を作ったのは、UNの常任委員会のメンバーになるための道具として作ったものであると思います。それと、国際世論を鎮圧するために、国民基金を創設したのだと思います。

八三 そのような点以外に、国民基金が被害者にお金を渡そうとする方法にも問題がある

のではないですか。

はい。結局国民基金は、今ここの朴頭理（パク・トウリ）ハルモニのように、怨が口元まで出かかっている、それをどういうふうに表示してよいか、それをどのように解決してよいかという判断力を持たないお年寄りたちに、裏から秘密裏にお金を渡すことによって、挺対協とのあつれきを生ませ、お互いの不信感を起こさせています。

八四　　そういう意味で、国民基金というのは、被害者のためになっていないということですね。

国民基金は、助けてあげたということよりも、ハルモニたちにもっとたくさんのお金を与えています。お金を受け取った後も、受け取ったハルモニたちは、申請だけすればお金が出ますよと言われて、受け取った後も良心のかしやくに耐えかねて、挺対協にも出てこなくなり、個人的にも苦痛を味わっております。

八五　　この訴訟では、永野法務大臣、当時の永野法務大臣が軍慰安婦というのは公娼であると述べた発言についても問題にしてるんですけれども、この発言は被害者にどう

いう影響を与えたでしょうか。

これは、韓国のその時代に生まれた六十代の世代の女性たちに、これ以上の侮辱はありません。なぜならば、これが、日本軍が未婚の女性たちを連れていくことを制度化した事件であつて、韓国では、純潔、貞操を守るということは、大変重要なこととして教育されてきました。特に、男女七歳にして席を同じくせずと言われるほど、女性の純潔、貞節は重要視されていたことだったので、この事件は大変なものであつたと思われます。それを、こういうふうな形で、その女性たちを公娼と呼ばれるのは、これほどの侮辱はないと思います。金相喜（キム・サンヒ）ハルモニが板垣国会議員と対談したときに、あなたたちは五〇年前には私たちの体を犯したのに今度は私たちの心を犯すのかと言いました。

八六

勤労挺身隊のことなんです。陳述書には、現在は大多数の韓国の国民は軍慰安婦と勤労挺身隊というものを正しく区別して認識しているというふうにお書きになっていますが、このように韓国で区別して認識されるようになったのはいつごろのことでしょうか。

この問題は、慰安婦の問題が意識化され、マスコミやテレビなどで報道され始めた一九九〇年以降、九二年度くらいから認識されてきたと思います。しかし、今でも区別できない人がいることも考えられます。

八七 正しい認識が広まったのは、この数年間のことということですね。

はい、そうです。

八八 逆に言えば、解放後五〇年は、誤った認識、誤った理解が広まっていたということですね。

はい。

八九 本件の一審判決について、証人はどのように一審判決を評価されているんでしょうか。

九三年に、政府の報告で、真相が発表されました。日本がそのことは、慰安婦問題ですけれども、強制的にやったことだということが発表されたということ、成果だと思えます。しかし、国会がそのことを立法しなかったということは、また、三〇万円の賠償の判決を出したということは、司法が日本の国の罪を認めたということですね。

九〇 要するに、国会に法律を作る義務があるという認定をしたということは、裁判所が日本国の責任を認めた、この点は肯定的に評価できるということですか。

はい。それは、部分的なことであるけれども、日本の司法史上、画期的なことであると韓国の人々は思っています。しかし、とても残念なことは、謝罪の義務がないということは、とても遺憾なことだと思います。

九一 陳述書には、勤労挺身隊の訴えを退けたことは不満であると書かれてますが、それに加えて謝罪を認めなかったことが大変不満であるということですか。

はい。

九二 謝罪というのは、被害者にとってそれほど重要なことですか。

なぜならば、ハルモニたちが一番苦しいことは、一日に何人もの相手をしたということより、人権を侵害されたということだからです。人間として生きることを徹底的に拒否されたということが一番苦しいことだと。ここに対しては謝罪をしなければならぬ。

九三 先ほども言われてましたけれども、ただのお金ではなくて、謝罪が第一だということですね。

はい。

九四 それは、被害者の人間性を回復、人権を回復するための謝罪であるということですね。

謝罪というのは、自分たちが犯した罪を心から認めて、謝るということが大事だと思います。

(以上 山崎利恵)

広島高等裁判所

裁判所速記官

吉田敏

夫

裁判所速記官

山崎利

恵